

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
（当日は、  
翌日）

(第三種郵便物認可)

鳥取県公報

1 昭和45年5月26日 火曜日

## 目次

◇告 示  
昭和四十五年二月定例県議会で議決された昭和四十五年  
度鳥取県一般会計予算等  
昭和四十五年二月定例県議会で議決された昭和四十五年  
度鳥取県一般会計補正予算

## 告 示

### 鳥取県告示第三百八十八号

昭和四十五年二月定例県議会で三月二十五日議決された昭和四十五年  
度鳥取県一般会計予算、昭和四十五年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別  
会計予算、昭和四十五年度鳥取県収入証紙特別会計予算、昭和四十五年  
度鳥取県母子福祉資金貸付事業特別会計予算、昭和四十五年度鳥取県寡婦福  
祉資金貸付事業特別会計予算、昭和四十五年度鳥取県中小企業近代化資金  
助成事業特別会計予算、昭和四十五年度鳥取県農業改良資金助成事業特別  
会計予算、昭和四十五年度鳥取県営林事業特別会計予算、昭和四十五年  
度鳥取県営境港水産施設事業特別会計予算、昭和四十五年度鳥取県有料  
道路大山環状道路事業特別会計予算、昭和四十五年度鳥取県有料道路三朝  
高原道路事業特別会計予算、昭和四十五年度鳥取県蒜山大山有料道路事業

特別会計予算、昭和四十五年度鳥取県立学校農業実習特別会計予算、昭  
和四十五年度鳥取県立学校水産実習船実習特別会計予算、昭和四十五年  
度中海地区新産業都市建設協議会特別会計予算、昭和四十五年度鳥取県  
電気事業会計予算、昭和四十五年度鳥取県営工業用水道事業会計予算、昭  
和四十五年度鳥取県管理立事業会計予算及び昭和四十五年度鳥取県病院  
事業会計予算は、次のとおりである。

昭和四十五年五月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 昭和45年度鳥取県一般会計予算

昭和45年度鳥取県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

#### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ43,596,000千円と定め  
る。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入  
歳出予算」による。

#### (債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を  
負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」  
による。

#### (地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方  
債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3  
表地方債」による。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県 税	1 県 民 税	6,056,364 千円
	2 事 業 税	933,602
	3 不 動 産 取 得 税	1,733,837
	4 異 た ば こ 消 費 税	230,743
	5 娯 楽 施 設 利 用 税	411,143
	6 料 理 飲 食 等 消 費 税	67,435
	7 自 動 車 税	768,243
	8 銃 区 税	712,927
	9 狩 猟 免 許 税	3,939
	10 固 定 資 産 税	3,662
		27,866

2 地 方 譲 与 税	11 自 動 車 取 得 税	389,580
	12 軽 油 引 取 税	770,145
3 地 方 交 付 税	13 入 猟 税	3,242
	1 地 方 道 路 譲 与 税	1,130,379
4 交 通 安 全 対 策 特 別 金	2 石 油 ガ ス 譲 与 税	1,007,052
	1 地 方 交 付 税	123,327
5 分 担 金 及 び 負 担 金	1 地 方 交 付 税	15,809,242
	2 交 通 安 全 対 策 特 別 金	15,809,242
6 使 用 料 及 び 手 数 料	1 分 担 金	26,742
	2 交 通 安 全 対 策 特 別 金	26,742
7 国 庫 支 出 金	1 分 担 金	764,986
	2 負 担 金	272,320
8 財 産 収 入	1 使 用 料	492,666
	2 手 数 料	602,839
	3 手 数 料	413,579
9 寄 附 金	1 国 庫 負 担 金	189,260
	2 国 庫 補 助 金	14,340,259
	3 委 託 金	5,003,501
10 財 産 運 用 収 入	1 国 庫 補 助 金	9,202,886
	2 委 託 金	133,872
11 財 産 運 用 収 入	1 財 産 運 用 収 入	524,312
	2 財 産 運 用 収 入	46,855
12 財 産 運 用 収 入	1 財 産 運 用 収 入	477,457
	2 財 産 運 用 収 入	46,995

10	繰入金	1 寄附金	46,995
		1 特別会計繰入金	119,514
11	繰越金	1 繰越金	100,000
		1 繰越金	100,000
12	収入	8,335,368	
		1 延滞金、加算金、利息	25,253
		2 県預金利息	55,457
		3 公営企業貸付金	140,549
		4 貸付金元利収入	2,736,142
		5 受託事業収入	181,989
		6 収益事業収入	15,344
		7 雑収入	180,634
18	負債	739,000	
		1 県債	739,000
	歳入	合計	43,596,000

歳出		金額	千円
1	議会費	162,804	
	1 議会費	162,804	
2	総務費	2,282,997	
	1 総務管理費	1,470,676	
	2 企画費	157,194	

3	徴税費	329,587
	4 市町村振興費	90,492
	5 選挙費	48,530
	6 防災費	16,103
	7 統計調査費	114,893
	8 人事委員会費	28,590
	9 監査委員費	26,932
3	民生費	2,615,876
	1 社会福祉社費	747,935
	2 児童福祉社費	1,020,988
	3 生活保護費	843,586
	4 災害救助費	3,367
4	衛生費	1,515,213
	1 公衆衛生費	695,213
	2 環境衛生費	36,160
	3 保健所費	390,427
	4 医薬費	393,413
5	労働費	438,565
	1 労働政費	61,251
	2 職業訓練費	246,415
	3 失業対策費	104,222
	4 労働委員会費	26,677
6	農林水産業費	7,241,336
	1 農業費	2,557,186

7 商	業 費	2 畜産業費	653,268
		3 農地費	1,964,839
		4 林業費	1,527,938
		5 水産業費	538,105
		1 商業費	3,073,972
2 工	業 費	2 工業費	1,210,353
		3 観光費	1,783,039
		8 土木管理費	80,580
8 土	木 費	1 土木管理費	10,527,966
		2 道路橋りょう費	151,605
		3 河川海岸費	5,151,776
		4 港灣費	2,716,760
		5 都市計画費	499,049
		6 住宅費	1,476,977
9 警	察 費	1 警察管理費	531,799
		2 警察活動費	2,028,330
10 教	育 費	1 警察管理費	1,825,666
		2 警察活動費	202,664
		1 教育総務費	11,788,419
		2 小中学校費	717,004
3 中	学 費	2 小中学校費	4,277,547
		3 中学校費	2,459,063
4 高	等 費	3 中学校費	3,605,934
		4 高等学校費	

5 特	殊 費	5 特殊学校費	305,129
		6 社会教育費	198,272
7 保	健 費	7 保健体育費	225,470
		11 災害復旧費	146,044
12 公	債 費	1 農林水産施設災害復旧費	77,043
		2 土木施設災害復旧費	69,001
13 諸	支 費	1 公債費	1,225,135
		2 公債費	1,225,135
14 予	備 費	1 公営企業支出金	499,343
		2 娯楽施設利用税金交付	221,465
		3 自動車取得税交付金	4,267
歳 出 合 計		273,611	43,596,000

第2表 債務負担行為

1 新規

事項	期 間	限 度	額
県公舎購入	昭和45年度から昭和65年度まで		37,450 千円
地方職員住宅及び土地賃貸借料	昭和45年度から昭和71年度まで		当該物件を取得するために要した資金の元利償還金に相当する金額 131,513 千円並びに同物件

西部養護老人施設建設費	昭和45年度から昭和46年度まで	にかかると公租公課、火災保険料及び建設期間にかかると経過利息に相当する金額の合計額
皆成学園保母寮購入費	昭和45年度から昭和65年度まで	120,250
看護学生貸付金	昭和45年度から昭和47年度まで	54,557
看修学資金貸付金	昭和45年度から昭和46年度まで	2,124
保母修学資金貸付金	昭和45年度から昭和46年度まで	720
農業近代化資金	昭和45年度から昭和65年度まで	融資総額 3,000,000千円を限度とし、各年度の融資残高の4.5/100に相当する金額
農業近代化推進資金	昭和45年度から昭和52年度まで	融資総額 500,000千円を限度とし、各年度の融資残高の4.5/100に相当する金額
農村青年経営安定資金	昭和45年度から昭和52年度まで	昭和45年度に貸し付けた農業改良資金(農業後継者育成資金のうち部門経営開始資金) 100,000千円に対する昭和47年度から昭和48年度までの約定償還金にあてるため、鳥取県信用農業協同組合連合会が同資金の借受者に、約定償還金に相当する範囲

農村若夫婦個室改善資金	昭和45年度から昭和53年度まで	内では貸付けを行なった額の各年度の融資残高の4/100に相当する金額
果樹災害対策	昭和45年度から昭和46年度まで	昭和45年度における果樹災害について、鳥取県果実農業協同組合連合会及び鳥取県経済農業協同組合連合会が3,450千円以内で行なう利子補給額の1/3に相当する金額
公共用地収買	昭和45年度から昭和49年度まで	88,937
財団法人鳥取県造林公社借入金損失補償	昭和45年度から損失補償契約に定めるところにより損失補償をする年度の属する年度まで	融資元本 110,000千円について損失補償契約に定める最終償還期限到来後10か月を経過した日において農林漁業金融公庫が弁済を受けることができなかった元利合計額(損失補償契約に定める遅延損害金を含む。)に相当する金額
農業近代化資金	昭和45年度から昭和61年度まで	融資総額 278,000千円を限度と

利 子 補 給	度まで	し、各年度の融資残額の4/100に相当する金額
移住者営農資金 利 子 補 給	昭和45年度から昭和54年度まで	融資総額1,500千円を限度とし、各年度の融資残額の2/100に相当する金額
尾瀬治水ダム本体工事の放流装置及びグラウト工事	昭和45年度から昭和47年度まで	119,100
特別県営住宅購入	昭和45年度から昭和75年度まで	178,489
警察職員住宅及び土地賃貸借料	昭和45年度から昭和69年度まで	当該物件を取得するために要した資金の元利償還金に相当する金額135,082千円並びに同物件にかかる公租公課及び火災保険料に相当する金額の合計額
県立鳥取工業高等学校整備	昭和45年度から昭和46年度まで	386,325
公立学校共済組合教職員住宅及び土地賃貸借料	昭和45年度から昭和70年度まで	当該物件を取得するために要した資金の元利償還金に相当する金額139,753千円並びに同物件にかかる公租公課及び災害補てん引当金に相当する金額の合計額
育英奨学生貸付金	昭和45年度から昭和52年度まで	25,824

2 変 更

補 正 前	補 正 後
事 項	事 項
期 間	期 間
限度額	限度額
県立鳥取工業高等学校校整地費	県立鳥取工業高等学校校整地費
昭和44年度から昭和49年度まで	昭和44年度から昭和49年度まで
千円 66,009	千円 70,342

第3表 地 方 債

起債の目的	限度額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
西部養護老人施設建設費	千円 30,000	証書借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省、その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができ	10以内%	借入年度から1年ずつ置き、その後24年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であつても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行ない、若しくは借換えすることのできるものとする。
職業訓練校費	40,000	同	同	同

農業関係試験場整備費	70,000	同	上	同	上	上	上
治山費	22,000	同	上	同	上	同	上
海軍取縮船「代はやぶさ」建造費	30,000	同	上	同	上	同	上
道路新設費	14,000	同	上	同	上	同	上
砂防費	103,000	同	上	同	上	同	上
港灣ふ頭用地造成費	47,000	同	上	同	上	同	上
公営住宅建設費	151,000	同	上	同	上	同	上
警察施設費	33,000	同	上	同	上	同	上
高等学校施設整備費	49,000	同	上	同	上	同	上
体育施設費	55,000	同	上	同	上	同	上
漁港施設災害復旧費	22,000	同	上	同	上	同	上
建設旧災害復旧費	14,000	同	上	同	上	同	上
港復旧災害復旧費	4,000	同	上	同	上	同	上
直轄海農保全事業費	20,000	同	上	同	上	同	上
直轄港灣整備事業費	25,000	同	上	同	上	同	上
計	739,000						

昭和45年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計予算  
昭和45年度鳥取県の用品調達等集中管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- (歳入歳出予算)
- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ110,307千円と定める。
  - 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

款	項	金額
1 事業収入	1 用品調達事業収入	102,614
	2 自動車管理事業収入	33,574
	3 集中管理事業収入	6,466
2 財産収入	1 財産売却収入	1,000
	合計	133,654
3 繰越金	1 繰越金	6,693
	合計	140,347
歳入	合計	110,307

歳出

款	項	金額
1 事業費	1 用品調達事業費	105,340
	合計	33,574

2	諸 支 出 金	1 繰 出 金	968
		3 集 中 管 理 事 業 費	62,574
3	予 備 費	1 予 備 費	3,999
		合 計	110,307

昭和45年度鳥取県収入証紙特別会計予算  
昭和45年度鳥取県の収入証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ672,262千円と定める。
  - 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
- 第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
1	証 紙 収 入	665,062千円
	1 証 紙 収 入	665,062
2	繰 越 金	7,200
	1 繰 越 金	7,200
合 計		672,262

款	項	金 額
1	一 般 会 計 繰 出 金	665,062千円
	1 一 般 会 計 繰 出 金	665,062
2	諸 支 出 金	1
	1 債 還 金	1
3	予 備 費	7,199
	1 予 備 費	7,199
合 計		672,262

昭和45年度鳥取県母子福祉資金貸付事業特別会計予算

昭和45年度鳥取県の母子福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ38,451千円と定める。
  - 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
- (債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第250条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3



表地方債による。

第1表 歳入歳出予算

歳入		歳出	
款	項	金	額
1 国庫支出金			10,800 千円
	1 国庫貸付金		10,800
2 繰入金			5,784
	1 一般会計繰入金		5,784
3 繰越金			691
	1 繰越金		691
4 諸収入			21,176
	1 貸付金元利収入		20,998
	2 雑収入		178
	合計		38,451

歳入		歳出	
款	項	金	額
1 母子福祉資金貸付費			38,451 千円
	1 母子福祉資金貸付費		38,451
	合計		38,451

第2表 債務負担行為

事項	項目	期間	限度額
修学資金貸付金	昭和45年度から昭和49年度まで		14,340 千円

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子福祉資金貸付金	千円 10,800	政府の定める方法による。	無利子	母子福祉法(昭和39年法律第129号)第14条第2項に定める方法による。

昭和45年度鳥取県寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

昭和45年度鳥取県の寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,336千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入		歳出	
款	項	金	額
1 繰入金			12,284 千円
	1 一般会計繰入金		12,284

2 諸 収 入	1 貸付金元利収入	1,052
	合 計	13,336

歳 出

款	項	金 額
1 募 婦 福 祉 資 金 貸 付 費		13,336 千円
	1 募 婦 福 祉 資 金 貸 付 費	13,336
	合 計	13,336

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額
修学資金貸付金	昭和45年度から昭和48年度まで		千円 450

昭和45年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算  
 昭和45年度鳥取県の中小企業近代化資金助成事業特別会計の予算は、次  
 に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,072,726千円と定め  
 る。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入  
 歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により

起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及  
 び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金		19,500 千円
	1 国 庫 補 助 金	19,500
2 繰 入 金		318,010
	1 一 般 会 計 繰 入 金	318,010
3 繰 越 金		28,519
	1 繰 越 金	28,519
4 諸 収 入		161,657
	1 県 預 金 利 子	2,559
5 県 債		159,098
	2 貸付金元利収入	545,040
歳 入		545,040
	1 県 債	545,040
合 計		1,072,726

歳 出

款	項	金 額
1 中 小 企 業 近 代 化 資 金 貸 付 費		1,072,726 千円
	1 中 小 企 業 近 代 化 資 金 貸 付 費	1,072,726
合 計		1,072,726

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中小企業高度化資金貸付金	千円 545,040	中小企業振興事業団の定める方法による。	4.1%	中小企業振興事業団業務方法書に基づき都道府県に対する資金貸付準則第5条に定める方法による。

昭和45年度鳥取県農業改良資金助成事業特別会計予算

昭和45年度鳥取県の農業改良資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ213,659千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

款	項	金額
1 国庫支出金		58,856千円
	1 国庫補助金	58,856
2 繰入金		37,086
	1 一般会計繰入金	37,086
3 繰越金		647

歳入	繰越金	金額
4 諸収入		117,070
1 貸付金元利収入		117,069
	2 雑収入	1
合 計		213,659

歳 出

款	項	金額
1 農業改良資金貸付費		213,659千円
	1 農業改良資金貸付費	213,659
合 計		213,659

昭和45年度鳥取県営林事業特別会計予算

昭和45年度鳥取県の県営林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ196,590千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

款	項	金額
1 使用料及び手数料		1千円
	1 使用料	1

昭和45年度鳥取県境港水産施設事業特別会計予算

昭和45年度鳥取県の県境港水産施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)  
 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ32,762千円と定める。  
 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳	入	出	計
2	財 産 収 入	1 財 産 売 払 収 入	147,154
		2 財 産 運 用 収 入	147,153
3	繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	30,048
			30,048
4	繰 越 金	1 繰 越 金	9,136
			9,136
5	諸 収 入	1 受 託 事 業 収 入	10,251
		2 雑 収 入	8,386
	歳 入	合 計	1,865
			196,590

歳	出	計	
1	県 営 林 事 業 費	1 職 員 費	196,590
		2 造 林 事 業 費	23,171
		3 保 育 事 業 費	8,064
		4 地 分 事 業 費	52,764
		5 有 限 公 事 業 費	6,462
		6 公 事 業 費	330
		7 管 理 事 業 費	5,799
	歳 出	合 計	100,000
			196,590

歳	入	出	計
1	使 用 料 及 び 手 数 料	1 使 用 料	25,861
			25,861
2	繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,491
			2,491
3	繰 越 金	1 繰 越 金	3,331
			3,331
4	諸 収 入	1 雑 収 入	1,079
			1,079
	歳 入	合 計	32,762

歳	出	計	
1	事 業 費	1 事 業 費	18,447
			18,447

2 公債費	1 事業費	18,447
	1 公債費	14,315
歳出	合計	32,762

昭和45年度鳥取県有料道路大山環状道路事業特別会計予算  
 昭和45年度鳥取県の有料道路大山環状道路事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ26,742千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額 千円
1 事業収入	1 事業収入	15,260
	1 線入	11,471
3 繰越金	1 一般会計繰入金	11,471
	1 繰越金	1
4 雑収入	1 雑収入	10
	合計	26,742

1 有料道路大山環状道路費	1 有料道路大山環状道路費	8,281
	1 事業	8,281
2 公債費	1 公債費	18,461
	合計	26,742

昭和45年度鳥取県有料道路三朝高原道路事業特別会計予算

昭和45年度鳥取県の有料道路三朝高原道路事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ26,472千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額 千円
1 事業収入	1 事業収入	12,796
	1 一般会計繰入金	13,675
2 繰越金	1 繰越金	1
	合計	26,471

歳 入	1 繰 越 金	1
	合 計	26,472

歳 出	款 項	金額
1 事 業	有料道路三朝高原道路費	5,611 千円
	1 事 業	5,611
2 公 債 費	1 公 債 費	20,861
	合 計	26,472

昭和45年度鳥取県赤山大山有料道路事業特別会計予算

昭和45年度鳥取県の赤山大山有料道路事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ62,693千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款 項	金額
1 諸 収 入	32,693 千円
	1 受 託 事 業 収 入
2 県 債	5,293
	2 雑 入
歳 入	62,693
合 計	

款 項	金額
1 事 業	57,400 千円
	1 赤 山 大 山 有 料 道 路 費
2 公 債 費	5,293
	1 公 債 費
歳 出	62,693
合 計	

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
赤山大山有料道路建設費	30,000 千円	証書借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省、その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により	10以内 %	借入年度から2年すえ置き、その後13年間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又

	起債額の全部又は一部を翌年度に繰延べて起債することができる。
	は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であつても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行ない、若しくは借換えることができる。

昭和45年度鳥取県立学校農業実習特別会計予算

昭和45年度鳥取県の県立学校農業実習特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ42,612千円と定める。
  - 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
- 第1表 歳入歳出予算

款	項	金額
1 財産収入	1 財産売却収入	35,895千円
2 繰越金	1 繰越金	6,514
3 諸収入		203

雑入	金額
1 雑入	203
合計	42,612

歳出

款	項	金額
1 県立学校農業実習費	1 県立学校農業実習費	42,612千円
合計		42,612

昭和45年度鳥取県立学校水産実習船実習特別会計予算

昭和45年度鳥取県の県立学校水産実習船実習特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ135,569千円と定める。
  - 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
- 第1表 歳入歳出予算

款	項	金額
1 国庫支出金	1 国庫委託金	100千円
2 財産収入	1 財産売却収入	102,320

3	繰 入 金		31,147
	1 一般会計繰入金		31,147
4	繰 越 金		1
	1 繰越金		1
5	諸 収 入		1
	1 雑収入		1
	歳 入 合 計		133,569

歳 出	款	項	金 額
	1 県立学校水産実習船費	1 県立学校水産実習船費	133,569 千円
	1 実 習	1 実 習	133,569
	歳 出 合 計		133,569

昭和45年度中海地区新産業都市建設協議会特別会計予算

昭和45年度鳥取県の中海地区新産業都市建設協議会特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,600千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金	1 負担金	1,300 千円
2 繰 入 金	1 一般会計繰入金	1,300
歳 入 合 計		2,600

歳 出	款	項	金 額
	1 中海地区新産業都市建設協議会費	1 中海地区新産業都市建設協議会費	2,600 千円
	1 中 都 市 建 設 協 議 会 費	1 中 都 市 建 設 協 議 会 費	2,600
	歳 出 合 計		2,600

昭和45年度鳥取県営電気事業会計予算

(総則)

第1条 昭和45年度鳥取県営電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 年間販売電力量 111,064,000KWH
  - (2) 袋川発電所予備調査費 2,500千円
- (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。



収 入

第1款 電気事業収益 393,025千円  
 第1項 営業収益 389,954千円  
 第2項 営業外収益 3,071千円

支 出

第1款 電気事業費 379,224千円  
 第1項 営業費用 225,389千円  
 第2項 営業外費用 153,735千円  
 第3項 予備費 100千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 86,180千円は当年度分損益勘定留保資金 63,180千円及び減債積立金 23,000千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入 45,110千円  
 第1項 固定資産売却代金 2,840千円  
 第2項 他会計への長期貸付金返還金 42,210千円  
 第3項 投資償還金 60千円

支 出

第1款 資本的支出 131,290千円  
 第1項 建設改良費 9,000千円  
 第2項 企業債償還金 120,490千円  
 第3項 投資及び基金 1,800千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 100,525千円
- (2) 交際費 470千円

(利益剰余金の処分)

第7条 繰越利益剰余金のうち23,000千円は、次のとおり処分するものとする。

- (1) 減債積立金 23,000千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

昭和45年度鳥取県営工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 昭和45年度鳥取県営工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 年間給水量 12,365,000立方メートル
- (2) 日野川工業用水建設事業 工事費 68,614千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業運転資金にあてるため、一般会計から長期借入金26,720千円を借り入れる。

収 入	支 出
第1款 工業用水道事業収益	100,997千円
第1項 営業収益	38,326千円
第2項 営業外収益	62,671千円
支 出	
第1款 工業用水道事業費	161,640千円
第1項 営業費用	72,260千円
第2項 営業外費用	89,380千円
(資本的収入及び支出)	
第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額186千円は、過年度留保資金で補てんするものとする。)	
収 入	
第1款 資本的収入	127,074千円
第1項 企業債	46,000千円
第2項 出資金	20,582千円
第3項 他会計からの長期借入金	38,082千円
第4項 建設助成金	22,400千円
第5項 建設収入	10千円

支 出

第1款 資本的支出	127,260千円
第1項 建設改良費	68,614千円
第2項 企業債償還金	58,646千円
(企業債)	

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
工業用水道事業費に充当	46,000千円	証券借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省、その他より借り入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができ	10以内%	借入年度から5年すえ置き、その後20年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債あるいはすえ置き又は償還期間中であつても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行ない、若しくは借換することができるものとする。



(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、66,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 28,382千円

(他会計からの補助金)

第8条 工業用水道の経営健全化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、62,660千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、300千円と定める。

昭和45年度鳥取県管理立事業会計予算

(総則)

第1条 昭和45年度鳥取県管理立事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

境港外港地区埋立事業 工事費 259,638千円

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額78,549千円は、過年度の土地売却代金で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入 445,431千円

第1項 企 業 債 220,000千円

第2項 他会計からの長期借入金 73,421千円

第3項 建 設 収 入 10千円

第4項 土地売却代金 152,000千円

支 出

第1款 資本的支出 523,980千円

第1項 建 設 改 良 費 259,638千円

第2項 企業債償還金 222,132千円

第3項 他会計からの長期借入金償還金 42,210千円

(企業債)

第4条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率 %	償還の方法
埋立事業費に 充当	220,000	証券借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省、その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて	10以内	借入年度から2年すえ置き、以後8年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債しあるいはすえ置き又は償還

起債することができ る。	期間中であつても償還 年限を短縮し、延長 し、又は繰上償還を行 ない、若しくは借換え することができると する。
-----------------	---

（一時借入金）

第5条 一時借入金の限度額は、220,000千円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することできない経費）

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 12,055千円

（たな卸資産購入限度額）

第7条 たな卸資産の購入限度額は、300千円と定める。

昭和45年度鳥取県宮病院事業会計予算

（総則）

第1条 昭和45年度鳥取県宮病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 病 床 数 598床
- (2) 年間入院患者数 172,645人

- (3) 年間外来患者数 252,954人
- (4) 一日平均入院患者数 473人
- (5) 一日平均外来患者数 846人
- (6) 主要な建設改良事業 公舎建設 4,178千円  
医療機器備品 38,000千円

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定量は、次のとおりと定める。

収 入

- 第1款 病院事業収益 1,061,943千円
  - 第1項 医業収益 932,481千円
  - 第2項 医業外収益 108,856千円
  - 第3項 看護婦養成所収益 20,606千円

支 出

- 第1款 病院事業費用 1,113,072千円
  - 第1項 医業費用 1,054,321千円
  - 第2項 医業外費用 38,145千円
  - 第3項 看護婦養成所費用 20,606千円

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定量は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,870千円は当年度分損益勘定留保資金5,870千円で補てんするものとする。）。

収 入

- 第1款 資本的収入 211,304千円
  - 第1項 出 資 金 41,467千円

公 取 票 公 報

第2項 企業債	27,000千円
第3項 他会計からの借入金	140,549千円
第4項 固定資産売却代金	150千円
第5項 貸 貸 料	2,158千円

支 出	
第1款 資本的支出	217,174千円
第1項 建設改良費	47,578千円
第2項 企業債償還金	26,889千円
第3項 他会計からの借入金償還金	140,549千円
第4項 貸付固定資産償還金	2,158千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は190,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 569,002千円
- (2) 交 際 費 360千円

(他会計からの補助金)

第7条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

補 助 の 目 的

(1) 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)適用前の施設整備及び企業債償還元金等に起因する歳入歳出不足額の補てんにあてるため

12,465千円

(2) 病棟修理に要する経費の一部にあてるため 1,200千円  
(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、355,049千円と定める。

昭 和 四 十 五 年 五 月 二 十 六 日

昭 和 四 十 五 年 五 月 二 十 六 日

昭 和 四 十 五 年 五 月 二 十 六 日

昭 和 4 5 年 度 鳥 取 県 一 般 会 計 補 正 予 算

昭和45年度鳥取県の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ57,641千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43,635,641千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
7 国庫支出金		14,340,259	3,964	14,344,223
	2 国庫補助金	9,202,886	2,045	9,204,931
	3 委託金	133,872	1,919	135,791

歳入	歳出
11 繰越金	1 繰越金
繰越金	繰越金
合計	合計
43,596,000	57,641
	43,653,641
100,000	53,677
100,000	53,677
	153,677
1 議会費	1 議会費
162,804	162,804
24,255	24,255
187,059	187,059
2,282,997	2,282,997
3,633	3,633
2,286,630	2,286,630
1,470,676	1,470,676
2,660	2,660
1,473,336	1,473,336
157,194	157,194
84	84
157,278	157,278
90,492	90,492
13	13
90,505	90,505
48,530	48,530
312	312
48,842	48,842
16,103	16,103
12	12
16,115	16,115
28,590	28,590
264	264
28,854	28,854
26,932	26,932
288	288
27,220	27,220
2,615,876	2,615,876
98	98
2,615,974	2,615,974
747,935	747,935
24	24
747,959	747,959
1,020,988	1,020,988
60	60
1,021,048	1,021,048
843,586	843,586
14	14
843,600	843,600
1,515,213	1,515,213
261	261
1,515,474	1,515,474
695,213	695,213
13	13
695,226	695,226
36,160	36,160
39	39
36,199	36,199
3 保健所費	3 保健所費
390,427	390,427
158	158
390,585	390,585
4 医薬費	4 医薬費
393,413	393,413
51	51
393,464	393,464
2 職業訓練費	2 職業訓練費
438,565	438,565
1,349	1,349
439,914	439,914
246,415	246,415
5	5
246,420	246,420
26,677	26,677
1,344	1,344
28,021	28,021
7,241,336	7,241,336
26,364	26,364
7,267,700	7,267,700
2,557,186	2,557,186
24,486	24,486
2,581,672	2,581,672
653,268	653,268
3	3
653,271	653,271
1,964,839	1,964,839
7	7
1,964,846	1,964,846
1,527,938	1,527,938
21	21
1,527,959	1,527,959
538,105	538,105
1,847	1,847
539,952	539,952
3,073,972	3,073,972
44	44
3,074,016	3,074,016
1,210,353	1,210,353
12	12
1,210,365	1,210,365
1,783,039	1,783,039
6	6
1,783,045	1,783,045
80,580	80,580
26	26
80,606	80,606
10,527,966	10,527,966
677	677
10,528,643	10,528,643
151,605	151,605
605	605
152,210	152,210
2,716,760	2,716,760
3	3
2,716,763	2,716,763
1,476,977	1,476,977
69	69
1,477,046	1,477,046
2,028,330	2,028,330
384	384
2,028,714	2,028,714
1,825,666	1,825,666
384	384
1,826,050	1,826,050
11,788,419	11,788,419
576	576
11,788,995	11,788,995
717,004	717,004
502	502
717,506	717,506
3,605,934	3,605,934
5	5
3,605,939	3,605,939
7 商工費	7 商工費
1 商業費	1 商業費
2 工業費	2 工業費
3 観光費	3 観光費
8 土木費	8 土木費
1 土木管理費	1 土木管理費
3 河川海岸費	3 河川海岸費
5 都市計画費	5 都市計画費
9 警察費	9 警察費
1 警察管理費	1 警察管理費
10 教育費	10 教育費
1 教育総務費	1 教育総務費
4 高等学校費	4 高等学校費

	6	社会教育費	198,272	57	198,329
	7	保健体育費	225,470	12	225,482
歳出	合 計		43,596,000	57,641	43,653,641